

## 年金業務・組織再生会議（第21回）議事要旨

1 日時 平成20年3月26日（水）16:00～18:00

2 場所 総理官邸3階南会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、大山永昭、小嶋典明、斎藤聖美、野村修也、八田達夫、本田勝彦

（政府）

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、  
福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加  
瀬徳幸行政改革推進本部事務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官

4 議事次第

(1) 開会

(2) 社会保険庁からのヒアリング

坂野泰治社会保険庁長官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、植田堅一社会保険  
業務センター副所長、眞柴博司社会保険庁職員課長、高橋俊之社会保険庁企画室  
長

(3) 意見交換

(4) 閉会

5 議事の経過

○ 会議の冒頭、渡辺行政改革担当大臣から3月14日の年金記録問題に関する関係  
閣僚会議における総理発言を踏まえ検討をお願いしたいとの発言があった。その  
後第19回会議で事務局から検討を要請した電子申請推進の取組について、社会  
保険庁から説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 社会保障カードが導入されれば手続の簡素化が行われて、個人事業主につい  
ても原則電子申請という環境が整う。このような点からも、金銭的インセンテ  
ィブを検討してもよいのではないかと意見があった。
- ・ 企業側にも電子申請のメリットはあり、金銭的なインセンティブは、何がな  
んでも入れなければならないというものではないとの意見があった。

○ 引き続き、昨年12月に当会議から要請した服務違反行為の調査状況について、  
社会保険庁から説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 無許可専従について、東京と大阪以外の事務局になかったという報告は常識

的に信じられないので、再度の調査をすべきではないかとの質問があり、調査方法も工夫して、できる限りの調査を行ったとの回答があった。

- ・ 無許可専従は、それを周りの職員が許していたという組織体質がむしろ問題。その分析が行われないと組織の建て直しはできない。責任追及よりも、そうした内部統制の環境を浮き彫りにしてほしいとの意見があった。
- ・ 調査の手法として、内部告発をしやすくする仕組みも必要ではないかとの意見があった。
- ・ 服務違反行為調査は、過去を暴くためのものではなく、日本年金機構に採用するに当たって、公平・公正な採用をするためのもの。そのためにも、社会保険庁は建設的な意見も踏まえ、自らの責任のもと対処していただきたいとの意見があった。

○ 更に、第16回会議以降に各委員から出された意見や、国民から寄せられた意見や情報を踏まえて、以下のような意見交換が行われた。

- ・ 審査業務は、責任を機構が持つということを考えると、二次審査を外部委託することは適当ではないのではないかとの意見があった。
- ・ 外部委託が可能な業務も、二次審査に付随して委託できないとしているのではないかとの意見があった。
- ・ 年金相談業務は、組織に必要な情報が入ってくることであり、全てを外に出せば良いというものではないのではないかとの意見があった。
- ・ 考えるべきは本来あるべき年金相談であり、それは記録問題の相談とは違うもの。記録問題の解決をこの会議でできるものではないので、そこは厚生労働省が全省的に取り組んで、体制を作っていかなければならないとの意見があった。
- ・ 年金記録問題という緊急事態について、ここ数年で徹底的に対応するとして、社会保険労務士でも何でも使って解決していくという体制と、記録問題が終息して正常化されたときの年金機構のあり様とは、それぞれ両面で考えていく必要があるとの意見があった。

○ 次回開催は4月9日（水）16時からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>